

第2回はりま春風フェス企画運営等業務委託 公募型プロポーザル実施要領

1. 目的

播磨町では、令和6年4月27日（土）に、播磨町の魅力をPRするとともに、播磨町民及び近隣の住民が「食・文化・スポーツ・子育て」等さまざまなテーマによる体験や交流を通して、播磨町に関わる団体や人を知り、播磨町への知見がひろがる場を創出することにより、地域活動の活性化と住民協働の推進を目的として「はりま春風フェス～ひ・ろ・が・る～」を開催する。

イベント当日は、町内外から多くの来場者が予想され、安全かつ円滑なイベント運営が必要であり、イベントの企画に加え、会場設営や来場者の送迎、警備、広報等の運営全般の業務に高い能力を有する事業者の参画を求め、公募型プロポーザル方式により選考するものとする。

2. 業務概要

- | | |
|-----------|----------------------------|
| (1) 業務名 | 第2回はりま春風フェス企画運営等業務 |
| (2) 業務内容 | 別紙仕様書のとおり |
| (3) 履行期間 | 契約締結日の翌日から令和6年7月1日まで |
| (4) 見積限度額 | 8,300,000円（消費税及び地方消費税を除く。） |

3. 選定方式

企画提案の公募型プロポーザル方式

4. 選定方法

- | | |
|----------|--|
| (1) 1次審査 | 企画提案書の書類審査 |
| (2) 2次審査 | 1次審査入選者のプレゼンテーション及び審査委員の質疑・採点
(プレゼンテーション20分、質疑応答10分を予定) |

5. 参加資格

- (1) 令和5年度播磨町入札参加資格者名簿に登録されていること又は令和6年度播磨町入札参加資格者名簿に登録予定であること。
- (2) 企画提案書の提出期限において、指名停止処分を受けていないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定のいずれにも該当しないこと。
- (4) 播磨町における暴力団の排除に関する要綱（平成24年要綱第45号）に規定する

暴力団等でないこと。

(5) 十分な業務遂行能力を有し、適正な執行体制を有すること及び播磨町の指示に柔軟に対応できること。

(6) 直近7年以内（平成29年度～令和5年度）において、本業務と類似する業務の契約実績を有すること。

6. プロポーザル実施手順

内容	期間等
実施要領の公表	令和5年10月26日（木） ※播磨町公式ホームページ上で公開
質疑受付期間	令和5年10月26日（木）～11月15日（水）
質疑回答	令和5年11月22日（水）
企画提案、提出期限	令和5年12月15日（金）
1次審査（書類審査）	令和5年12月20日（水）
1次審査結果通知	令和5年12月25日（月）に審査を実施したすべての事業者に対して通知。
2次審査（プレゼン）	令和6年1月11日（木）
2次審査結果通知	令和6年1月16日（火）に2次審査入選者に対して通知。
契約協議・契約締結	令和6年1月下旬

7. 企画提案書の作成要領

(1) 提出する書類の規格は、A4判縦長（A3判は横折込）サイズとし、下記の【提出書類】①から⑦の順で編纂したものを1つのファイルにまとめ提出すること。

(2) 企画提案書は、1者1案とし、PRしたいポイントや記載内容の理由・背景など、提案趣旨を明確に示し、まとめること。（提示を求められていない資料を添付するなど過大とならないように留意すること。）

(3) 「第2回はりま春風フェス企画運営等業務委託仕様書」等の業務内容を踏まえること。

【提出書類】（①～⑦の順に編纂）

① 提案参加申込書（様式第1号）

② 会社概要（様式任意）以下の項目は必ず記載すること。

・会社名 ・本社所在地 ・技術者数 ・業務内容

- ③ 直近7年以内（平成29年度～令和5年度）の本業務と類似する業務を受託した業務実績（様式第2号）
- *業務実績は最大10件記載し、業務内容のわかる資料（契約書、仕様書等）については最大5件を添付すること。
- ④ 業務の実施体制（様式第3号）
- ⑤ 配置予定者調書（統括責任者、担当者）（様式第4-1号、4-2号）
- ⑥ 企画提案書（様式任意）
- ⑦ 見積書及び内訳書（様式任意）

8. 企画提案書の提出期限等

- (1) 提出期限 令和5年12月15日（金）17時15分まで
- (2) 提出部数 10部（ただし、正本1部、副本9部）

※契約権限受任者印の押印については、正本1部に押印し、副本は複写でよい。

- (3) 提出方法 持参（平日8時30分～17時15分）又は郵送による。

なお、郵送により提出する場合は、提出期限までに必着のこと。

9. 企画提案に係る質疑について

- (1) 実施要領もしくは仕様書に関する質疑がある場合は、質疑書に基づき、電子メールで送信すること。（kyodo@town.harima.lg.jp）
- なお、メールの件名については、[第2回はりま春風フェス運営等業務質疑（〇〇）]と記載し、〇〇の部分については、事業者名を記載すること。
- (2) 質疑受付期日 令和5年11月15日（水）17時15分まで
- (3) 質疑への回答については、令和5年11月22日（水）13時までに町ホームページに掲載する。

なお、電話及び口頭による質問や期限後の質問は一切受け付けない。

10. 企画提案の審査予定日等

- (1) 1次審査：書類審査により上位3者以内とする。
- 日時：令和5年12月20日（水）（予定）

※審査後、メールにより結果を通知する。審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

- (2) 2次審査：1次審査の入選者によるプレゼンテーションによる審査とする。
- 日時：令和6年1月11日（木）（予定）

※日時、場所等の詳細については別途連絡する。

- ・企画提案書等に沿って提案事項について説明すること。
- ・配置予定の統括責任者又は主たる担当者を同席（最大4名）させること。
- ・持ち時間は約30分（プレゼンテーション20分、質疑応答10分程度）とする。

1 1. 審査の方法及び審査項目

本町職員により構成される第2回はりま春風フェス企画運営等業務委託公募型プロポーザル審査委員会を設置し、委員それぞれが下記により採点し、集計したものを得点とする。

1次審査は下記の1から4までの合計得点の上位3者以内を選定し、2次審査はそれに4と5を加えた総合得点が最上位の者を優先交渉権者とする。

なお、提案者が1者の場合は、見積額に対する評価点を除く総合得点が6割に満たない場合は失格とする。

【審査項目 全体に占める割合】

評価項目	評価割合	審査	
1. 業務の実績	10/180	1次 審査	2次 審査
2. 業務の実施体制	20/180		
3. 見積額	30/180		
4. 企画提案書に対する評価	30/180		
	50/180		
5. プレゼンテーション	40/180		

1 2. 2次審査の審査結果の通知

- (1) 企画提案のプレゼンテーション実施後、1週間以内に文書で通知する。
- (2) 審査結果についての異議申し立ては受け付けない。

1 3. 企画提案に要する経費等

- (1) 企画提案書等の作成経費や旅費等の必要経費等は参加者の負担とする。
- (2) 提出された提案書等は返却しない。
- (3) 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。

14. 契約

- (1) 契約書については、町が定めた契約書による。
- (2) 契約保証金については、播磨町財務規則（昭和40年規則第1号）第92条の規定を適用する。

15. 提出先・問い合わせ先

〒675-0182 兵庫県加古郡播磨町東本荘1丁目5番30号

播磨町住民協働部協働推進課 担当 濱岡、河村

TEL 079-435-0565（直通） FAX 079-435-0367

Eメール：kyodo@town.harima.lg.jp